

5 個人住民税にも住宅ローン減税を創設

Q 地方税についての改正はありますか？

A 個人住民税に住宅ローン減税が創設されるなどの改正が行われます。

(1) 個人住民税に住宅ローン特別控除を創設

平成21年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある人（平成21年から同25年までに入居した人に限る）のうち、その年分の住宅借入金等特別税額控除額からその年分の所得税額を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、その残額相当額（9.75万円が限度）が減額されることとなります。同時に市町村に対する申告は不要となります。

※平成11年から同18年までに入居し税源移譲により住宅ローン減税額が減少した人についても、平成22年度分以降、市町村への申告は不要となります。

(2) 不動産取得税の特例を延長 (平成21年度～同23年度)

住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率を本則の4%から3%とする特例措置の適用期限が3年延長されます。

また、宅地評価土地の取得に係る課税標準の価格を2分の1とする特例措置が3年延長されます。

(3) 自動車取得税の時限的負担軽減措置 (平成21年度～同23年度)

自動車重量税と同様に環境への負荷の少ない電気自動車などについて、3年に限り、自動車取得税が免除・軽減されます。

(表6参照)

(4) 固定資産税（土地）の負担調整措置 (平成21年度～同23年度)

- ① 現行の負担調整措置の継続として、負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）が一定割合以上の土地については、前年度課税標準額が引下げ又は据え置かれます。
また、負担水準が一定割合未満の土地については、前年度課税標準額に評価額の5%が加算されます。
- ② 据置年度においても評価額を下落修正できる特例措置が継続されます。
- ③ 商業地等に係る条例減額制度は継続されます。
- ④ 新たな条例減額制度の創設として、商業地等又は住宅用地のうち、税負担が大幅に増加する土地について、地方公共団体の条例により、税額の上昇を1.1倍まで抑制できる制度が創設されます。

以上が、平成21年度税制改正の主な事項です。細かな規定等がありますので、当事務所へお気軽にお問い合わせください。

※本誌は「平成21年度税制改正の要綱」（閣議決定）及び「平成21年度地方税制改正（案）要旨」等をもとに作成しています。

